

お支払いの手間や納め忘れが解消されます

## 町税などの納付は便利で安心な口座振替で

町では、町税などのお支払いに、指定の口座から自動的に引き落としされる「口座振替」を推進しています。お支払いの手間や納め忘れを解消するために、便利で安心、確実な口座振替をぜひご利用ください。

### 【対象科目】

**税務住民課**：町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

**福祉課**：保育料、後期高齢者医療保険料

**環境衛生課**：水道料、浄化槽使用料

### 【届け出に必要なもの】

- 口座の通帳
- 通帳届出印

### 【口座振替可能な金融機関】

百五銀行・第三銀行・新宮信用金庫・紀陽銀行・三重南紀農協・郵便局・近畿労働金庫（水道料のみ）

### 【受付窓口】

口座振替可能な金融機関の窓口、および役場各担当窓口

### 【注意点】

- 口座振替の届出から登録が完了するまでに1か月程度必要です。
- 残高不足などで口座振替ができなかった場合は納付書にてお支払いください。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）、福祉課（☎33-0339）、環境衛生課（☎33-0343）までお問い合わせください。

地域の活性化や課題に向けて取り組む活動を応援

## 地域づくりのための活動経費を補助します

地域貢献促進事業は、紀宝町をより良く、元気にしていこうという思いを持つ住民団体が、地域の活性化や課題に向けて取り組む活動に対し、町が活動経費の補助を行う事業です。

### ◆補助対象となる活動

地域の活性化や課題に向けて取り組む活動で、補助金が採択された日から平成31年3月31日までに活動です。

- 1 健康づくり、子育て支援、高齢者・障がい者福祉に貢献するもの
  - 2 小中学生の非行防止や健全育成に貢献するもの
  - 3 音楽、芸能、歴史、文化、文学等を通して文化力向上に貢献するもの
  - 4 地域防災活動、防犯対策など生活安全に貢献するもの
  - 5 ごみ減量化など環境衛生に貢献するもの
  - 6 スポーツ、観光など地域交流に貢献するもの。
- ただし、下記のような団体や活動は対象外です。  
・国、県、町などから活動の助成を受けている団体  
・営利を目的とする活動  
・区、自治会などが、慣例行事として行う清掃活動

### ◆補助対象となる団体

紀宝町内に活動拠点を有する5名以上の団体で、代表者が町内に在住していること。

### ◆補助金の内容

活動を実施するために必要な経費のうち、補助対象となる経費に対し1/2の額を上限として補助金を交付します。また、補助金額の上限は、1団体につき30万円です。

### ◆申し込み期間・方法

申し込み期間は、5月1日（火）から6月29日（金）までです。

所定の申込書に必要な書類を添えて、役場企画調整課にご提出ください。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

地震に備え安心な住まいづくりを進めよう

## 耐震診断・耐震補強などの事業費の一部を補助

町では、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震に備え、住宅の耐震診断・耐震補強など、下記の事業をされる方に、事業費の一部を補助しています。

募集期間は、いずれも、5月1日（火）から

12月28日（金）までです。

もしものときに備えて、この機会にぜひご利用ください。

▶詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33-0335）までお問い合わせください。

### 木造住宅耐震診断事業

- **事業内容** 耐震性の確認と、概算補強工事費の情報を提供します。
- **対象となる住宅**
  - ① 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、延床面積の半分以上が、住宅の用に供されている3階以下の住宅
  - ② 在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法の住宅（丸太組工法は、対象外）
- **対象者** 町内に住所を有する住宅所有者
- **診断費用** 無料
- **募集戸数** 30戸

### 木造住宅耐震補強設計補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について耐震補強工事を行う為の設計を行う場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- **補助金額** 設計費用の2/3以内（上限16万円）
- **募集戸数** 2戸

### 高齢者世帯家具固定事業

- **事業内容** 木製の家具（3個以内）の固定
  - **対象者** 町内に住所を有する65歳以上の方のみの世帯
  - **診断費用** 無料（3個以内）〔3個を越えた分については、本人の負担〕
  - **募集戸数** 20戸
- ※家具の固定は、町が委託した町商工会建築部会の会員が行います。

### 木造住宅耐震補強補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について耐震補強工事を行う場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- **補助金額** 工事費の一部（上限101.1万円）
- **募集戸数** 2戸

### 家具固定器具購入補助事業

- **事業内容** 固定用器具購入費用の補助
- **対象者** 町内に住所を有する世帯
- **補助金額** 器具購入費用（上限5,000円）
- **募集件数** 15件

### 木造住宅耐震シェルター設置補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について1部屋補強工事や耐震ベッドを設置する場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、65歳以上の方のみの世帯、もしくは障がい者が同居している世帯
- **補助金額** 工事金額の2/3以内（上限25万円）
- **募集戸数** 1戸